石川　哲男　石原　了　五日市忠司
伊藤　武　神谷　敬　塩崎勇太郎
手島　照正　冨永　坦　堀口　圭次
末永　良三　母里　武男

従六位に叙する（各通）
荒木　清司　遠藤　庄二
高井　幸夫　松本　克一

正七位に叙する（各通）（以上八月十六日）
（千葉大学名誉教授）　鵜木奎治郎
（筑波大学名誉教授）　千原　光雄

従四位に叙する（各通）
折目　忠治　坂本　俊夫　鈴木　純也

従五位に叙する（各通）
小野　進　茶屋　晃一　原口　忠雄
三橋　勤　湯浅　利久

正六位に叙する（各通）
大野　克己　鎌田喜一郎　小嶋　徹
小林　文男　高濱　章　新澤　新一
藤田　敏貞　前大舛之彦　安村　秀則

従六位に叙する（各通）
大橋　昭　清水瀧次郎　竹田　力

正七位に叙する（各通）（以上八月十七日）
片山　廣郎　酒井　威志　吉田　久吉

従五位に叙する（各通）
菊池　茂男　佐々木秋由　所　定雄
服部　貞弘　横生　均

正六位に叙する（各通）
淺田　栄隆　阿部　俊則　今　智夫
鈴木喜代司　難波　三郎　福島　一誠
星　基　安田　安義

従六位に叙する（各通）
大和久重義　柴田　孝晴　萩原　三正

正七位に叙する（各通）
坂枝　章　高橋　逸勇

従七位に叙する（各通）（以上八月十八日）
坂井十四郎

正五位に叙する
後藤　忠
藤嶋　信一

従五位に叙する（各通）
正八位
金野　理　佐伯　敬續
博田　信

正六位に叙する（各通）
飯田　征男　稲田　正彦　柄澤　靜雄
河田　和夫　佐々木史郎　佐藤　紀夫
品川　洋秋　鈴木　正二　高橋　納

従六位に叙する（各通）
堀野辺　清

従七位に叙する（以上八月十九日）
武下　博文　渡邉　靖彦

従五位に叙する（各通）
永井　巖

従六位に叙する（以上八月二十日）
正八位
平松　守彦

従三位に叙する
幸野　三郎

正五位に叙する
大森　徹　佐藤　裕

正七位に叙する（各通）
有村　隼一　須藤　久

従七位に叙する（各通）（以上八月二十一日）

**○叙勲**

長竹　峰義

旭日単光章を授ける（八月十六日）
松井　金夫

旭日単光章を授ける（各通）（八月十七日）
菅沼　一雄

旭日単光章を授ける（八月十八日）
（鹿児島大学名誉教授）　中山　右尚
（筑波大学名誉教授）　宮丸　凱史

瑞宝中綬章を授ける（各通）
（国立大学法人職員）　金山光貞夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）　鈴木　雅史
有井　正義

瑞宝双光章を授ける（各通）
黒川　敏幸　田口　春雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十五日）
七角　芋　石川　哲男

瑞宝小綬章を授ける
荒木　清司　伊藤　武
遠藤　庄二　竹内　明　手島　照正
冨永　坦　末永　良三　松本　克一

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上八月十六日）
（千葉大学名誉教授）　鵜木奎治郎
（筑波大学名誉教授）　千原　光雄

瑞宝中綬章を授ける（各通）
鈴木　純也
湯浅　利久

瑞宝小綬章を授ける（各通）
大野　克己　小野　進　鎌田喜一郎
小嶋　徹　茶屋　晃一　藤田　敏貞
前大舛之彦

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上八月十七日）
淺田　栄隆　阿部　俊則　菊池　茂男
今　智夫　酒井　威志　柴田　孝晴
高橋　逸勇　所　定雄　萩原　三正
福島　一誠　安田　安義　横生　均

瑞宝双光章を授ける（各通）
葛西　誠

瑞宝単光章を授ける（以上八月十八日）
稲田　正彦　河田　和夫　金野　理
品川　洋秋　高橋　納　博田　信
藤嶋　信一

瑞宝双光章を授ける（各通）
堀野辺　清

瑞宝単光章を授ける（以上八月十九日）
武下　博文　安田　弘

瑞宝双光章を授ける（各通）（八月二十日）
大森　徹　佐藤　裕

瑞宝単光章を授ける（以上八月二十一日）
有村　隼一

# 皇室事項

**認証官任命式**

九月二十六日午後六時五十分、宮中において、宮内庁長官山本信一郎、特命全権大使山田俊之、同北川靖彦、同鈴鹿光次、同側嶋秀展、同小西淳文及び同齋田伸一の認証官任命式が行われた。

# 官庁報告

## 官庁事項

**登録小型船舶教習事務の廃止に関する公示**

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の七の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習事務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

平成二十八年九月二十九日　　国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録小型船舶教習実施機関の名称　国立大学法人東京海洋大学
(二) 住所　東京都港区港南四丁目五番七号
(三) 廃止する登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
国立大学法人東京海洋大学登録小型船舶教習所越中島キャンパス海洋工学部
東京都江東区越中島二丁目一番六号
(四) 廃止する登録小型船舶教習所の種類及び区分
一級小型船舶操縦士第一種教習所（海洋工学部海事システム工学科）
(五) 廃止年月日　平成二十八年八月二十二日

**登録小型船舶教習事務の休廃止に関する公示**

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する第十七条の七の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習事務の一部を休廃止する旨の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

平成二十八年九月二十九日　　関東運輸局長　持永　秀毅

(一) 登録小型船舶教習実施機関の名称　茨城県立海洋高等学校
(二) 住所　茨城県ひたちなか市和田町三丁目一番二十六号
休廃止する登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
(三) 茨城県立海洋高等学校登録小型船舶教習所　茨城県ひたちなか市和田町三丁目一番二十六号